

学習指導要領の違いが作業療法臨床実習の評点に及ぼす影響

キーワード：(学習指導要領), 臨床実習, (評点)

藤井 浩美 千葉 登 森 直樹 佐々木 学 慶徳 民夫
山形県立保健医療大学

【はじめに】

1996年(平成8年)7月19日の第15期中央教育審議会の答申は、子どもたちの生活の現状を「ゆとりの無さ、社会性の不足と倫理観の問題、自立の遅れ、健康・体力の問題と同時に、国際性や社会参加・社会貢献の意識が高い」と指摘した。その上で、これからの社会に求められる教育のあり方の基本的な方向として、全人的な「生きる力」の育成が必要であると結論付け「ゆとり」を重視した学習指導要領の導入を開始した。

小・中学校で2002年度、高等学校で2003年度から始まったゆとり教育は、その後国際学力テストなどで順位を落としたことから学力低下が指摘され、各方面から批判が起こった。そこで文部科学省は、ゆとりでも詰め込みでもない教育として、新たな学習指導要領を小・中学校で2011年度、高等学校で2012年度から導入し現在に至る。

筆者らは、学習指導要領の変更に伴い、適宜、臨床教育法を再考してきた。それは厚生労働省の指定規則にある810時間に従うのではなく、世界作業療法士連盟(WFOT)の教育基準に準拠したものである。臨床実習指導者のもとで行う臨床実習は、臨床実習Ⅰa(1年次後期45時間)、臨床実習Ⅱ(3年次前期180時間)、臨床実習Ⅲ(3年次後期315時間)、臨床実習Ⅳ(4年次前期315時間)である。そして、臨床実習ⅢとⅣの臨床実習指導者による学生の実習評価項目は30項目で行っている。

今回、長年にわたって蓄積した同一期間の臨床実習指導者による学生の学修成果をゆとり教育前後で比較検討した。

【方法】

対象は学生の実習評価項目30項目が同様である臨床実習Ⅳを実施した4年生96名(2003~07年度;ゆとり前)と110名(2012~16年度:ゆとり教育)であった。

各項目の基準は、よくできた(十分に実習目標を達成できた)を5点、できた(実習目標を達成できた)を4点、3:なんとかできた(十分ではな

いが、助言や指導があれば、かろうじてできた)を3点、できなかった(さらに十分な助言や指導を必要とする)と十分な助言や指導によってもできない(あらゆる実習教育を行っても、できるようにならなかった)を0点として取り扱った。

そして、大項目の①評価・面接、②介入目標・計画、③実践過程、④記録・報告、⑤部門管理、⑥施設理解、⑦職業人としての資質・自己啓発の別に比較した。

統計学的手法は、カイ二乗検定を用い、有意水準は5%とした。

【結果】

①評価・面接と②介入目標・立案は、ゆとり前とゆとり教育ともに4点が最も多く有意差がなかった。③実践過程は、ゆとり教育で5点が多く、ゆとり前よりも有意に高かった($p = 0.043$)。④記録・報告は、ゆとり前に比べてゆとり教育で3点が多く、ゆとり前よりも有意に低かった($p = 0.016$)。⑤部門管理はゆとり教育で5点が多かったものの有意差がなかった。⑥施設理解は、ゆとり前とゆとり教育ともに4点が最も多く有意差がなかった。⑦職業人は、ゆとり前とゆとり教育ともに5点が最も多く有意差がなかった。

【考察】

ゆとり教育の学生で記録・報告の評定が有意に低かったことは、臨床実習指導者からのコメントから容易に分かる。ゆとり教育になって国語の授業時間は、小学校で224時間、中学校で105時間と教科別で最も減少した。さらに、情報通信機器の発達の影響も推測できる。そこで、一昨年度から筆者らは、臨床実習特論で記録・報告のトレーニングを強化して対応している。

他方、実践過程がゆとり教育で有意に高かったことは、大学教育が功を奏したものか、高校までの教育の影響なのかは明確でない。しかしながら、作業療法教育において、学習指導要領を念頭に置く必要性を再認識した。

国家試験合格者の推移から見た作業療法士養成校の現状

キーワード：(国家試験), 作業療法士, (養成校)

藤井 浩美 川勝 祐貴 横井 香代子 井上 香 佐藤 寿晃
山形県立保健医療大学

【はじめに】

作業療法士の国家試験受験資格は、「学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定により大学に入学することができる者（中略）文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した作業療法士養成施設において、3年以上作業療法士として必要な知識及び技能を修得したものの又は当該国家試験実施年度に卒業する見込みの者」とある。理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第10条の制定以来、54年間変わらない。

一方、日本の作業療法士養成は、1963年（昭和38年）5月に開学した国立療養所東京病院附属リハビリテーション学院から始まった（2008年3月閉校）。当初、厚生省立の三年制専門学校で始まった作業療法士養成は、1979年（昭和54年）に金沢大学医療技術短期大学部に作業療法学科が設置されたことによって、文部省立による三年制短期大学での教育が始まり、弘前大学、北海道大学、京都大学、神戸大学、信州大学、群馬大学、名古屋大学、長崎大学、鹿児島大学および秋田大学医療技術短期大学部に作業療法学科が設置された。

そして、1992年（平成4年）には、国内初の四年制大学による作業療法士養成課程が広島大学医学部に新設された。それ以後、全国各地の大学に四年制作業療法士養成課程が設置され現在に至る。

現在では、四年制大学、四年制専門学校、三年制短期大学、三年制専門学校で作業療法教育が実施されている。2019年度からは、専門職大学という新しい制度での作業療法教育も始まる。

この目的は、教育体制の違いによる作業療法教育の成果について、国家試験合格者を指標として、作業療法教育の現状を把握することである。

【方法】

一般社団法人日本作業療法士協会ホームページの「全国作業療法士養成校一覧」から学校名、養成区分、入学定員を調べた。次に、厚生労働省が毎年3月末にプレスリリースする「国家試験の学校別合格者状況」をもとに受験者数、受験率（受

験者数を定員で割る）、合格者数、合格率を求めた。

【結果】

2002年以降の15年間の養成校卒業定員（定員）と新卒国家試験受験者数（受験者）を見ると、2009年の定員6,933名に対して、受験者6,675名で、その差が258名と最も少なかった。定員と受験者の差は、2010年の777名、2011年の1,602名と増加し、それ以降は毎年1,000名以上の開きが認められた。国家試験の合格率は、2004年の95.5%が最も高く、2011年の71.1%が最も低かった。

受験者合格者状況で見ると、第49回では学生定員7,040名に対し、受験者4,391名（62.4%）で合格者4,137名（94.2%）であった。第50回のそれでは7,107名に対し、4,656名（65.5%）で3,981名（85.5%）であった。第51回のそれでは6,991名に対し、5,004名（71.6%）で4,711名（94.1%）であった。

第51回の結果を教育体制別に見ると、大学（65校）の定員2,388名のうち、受験者2,044名（85.6%）で、合格者1,799名（88.0%）であった。三年制短期大学（4校）の定員140名のうち、受験者63名（45.0%）で、合格者48名（76.2%）であった。四年制専門学校（58校）の定員2,199名のうち、受験者935名（42.5%）で、合格者784名（83.8%）であった。三年制専門学校（62校）の定員2,380名のうち、受験者1,614名（67.8%）で合格者1,350名（83.6%）であった。受験者総数は4,656名（65.5%）で合格者3,984名（85.5%）であった。他方、既卒者を含めた受験者総数は5,324名で4,125名（77.5%）であった。

【考察】

定員と新卒受験者の差は、入学定員割れ、入っても卒業できない人および途中で退学した人の総数を示唆する。18歳人口の減少率が高まる局面において、厳しい現状である。

To the Future: The Past Achievements of International Cooperation of Japanese Occupational Therapists

キーワード：国際交流，海外協力隊員，グローバル

藤井 浩美^{1) 5)} 座小田 孝安^{2) 5)} 吉田 美穂^{3) 5)} 石橋 英恵^{4) 5)}

1) 山形県立保健医療大学 2) 株式会社シダー 3) 国際環境協力ネットワーク
4) 国際医療福祉大学 5) 日本作業療法士協会国際部

【はじめに】

筆者らは一般社団法人日本作業療法士協会（協会）の活動の一環として、国際協力に取り組んできた。その活動は、協会ホームページや機関誌で周知してきた。この報告では、過去から未来に続く日本の作業療法士(OT)の国際協力を鳥瞰する。

【方法】

協会と世界作業療法士連盟(WFOT)ホームページ、各種印刷物をもとに、日本のOTの国際活動を精査した。

【結果とまとめ】

WFOTの現状は、101の国と地域で構成されており、全世界で529,997人(男13%,女87%)のOTが活躍している。その専門領域は、精神保健(21%)、脳卒中(13%)、認知症(12%)、高齢者(9%)の順である(WFOT2017調べ)。WFOT認可養成校は906校で、未認可校が350校ある。人口1万に当りのOT数は、中央値が0.9人で平均値が2.0人である。最も多いデンマークは15.4人、スウェーデンで11.5人に対して、日本では5.9人と英国の5.7人や米国の4.2人を上回っている。OT数では、第1位が米国の141,971人、次いで日本の74,615人である。WFOTに占める日本のOTは14.1%である。

WFOTは2016年に教育最低基準の改訂を行った。そのねらいは、「2002年の改訂時と比較しても作業療法実践が広がっており、これに対応する基盤整備(思想・知識・技術)とエビデンスを明示すること」とある。そして、OT教育の国際標準化のために、①継続的な質の保証(補強)、②各国・地域特性の考慮、③他職種連携を挙げている。加えて、日々の生活の中で、障害、貧困、虐待、暴力、環境災害およびその他の社会的な制約に起因する「人権侵害」への介入を掲げている。

他方、国際協力を目的とした日本のOTによる海外協力隊員の派遣実績は、1976年の2人から始まって、2016年の28人と14倍になり、総数

で367人になった。うち、シニア派遣は2008年から2016年までに、20人のOTが派遣された。派遣された国は47カ国に上り、最も多いマレーシアには延べ43人が派遣されている。なかには、派遣された海外協力隊員が支援して、OT協会設立に至った例もあった。

初めて海外協力隊員として派遣された1976年(昭和51年)は、OTが621人、協会員数が427人で、卒業生を輩出するOT養成校が3校であった。それが2016年(平成28年)には、OTが79,959人、会員が54,726人で、卒業生輩出校が192校となった。OT数、会員数ともに約130倍、養成校数は64倍となった。OT数と会員数の増加率に比べて、海外協力隊員としての派遣の伸び率が少ない。

協会は、2014年(平成26年)にアジア初の第16回WFOT大会を横浜市で開催した。この大会にあわせて、協会役員と韓国、台湾、香港、フィリピン、シンガポールの各OT協会役員が会して、情報交換を開始した。2015年(平成27年)の第49回日本作業療法学会(OT学会)時には、各々のOT協会の課題と解決の方策を話し合った。2016年(平成28年)の第50回OT学会時には、各々の学術システムを紹介し、学術交流を進めることになった。2017年(平成29年)の第51回OT学会時には、各国のOT教育システムと各々のOT協会の卒前・卒後教育の現状を紹介し、その特徴を共有した。この情報は、Report on Exchange Meetings with East Asian Countries(2014-2017)として公表した。この活動は、各OT協会が窓口となり、OTの国際交流を促進することになった。

OTは国際的な専門職である。日々の業務に取り組む上でも、国際的な視点で捉え、日常の課題を考えていくことが国際協力の未来へとつながる。

障がい者スポーツと就労

キーワード：スポーツ 生活 (就労)

今宮 正彦
岩手県立胆沢病院

【序論】

岩手県作業療法士会では2016年全国障害者スポーツ大会に合わせ障がい者スポーツ特設委員会を設置し、2018年からは障がい者支援委員会として岩手県の障がい者スポーツ選手を支援している。

現在は、2020東京パラリンピックに向けた選手発掘の動きも目立つようになってきており、岩手県からも大会参加を目標に取り組んでいる選手がいる。その一方で、障がい者スポーツは競技用具や宿泊・遠征費等が高額化しており、競技活動を継続していく上での課題となっている。そこで、今回、全国障害者スポーツ大会に参加した選手を対象に大会後の活動状況や就労状況を把握する目的でインタビュー調査を実施した。

【目的】

全国障害者スポーツ大会参加者の大会後の活動状況、就労状況を把握し、今後の岩手県作業療法士会ならびに作業療法士が取り組むべき障がい者スポーツ支援について検討する材料とする。

【方法】

調査方法：インタビュー調査（半構造化）

調査期間：2018年12月1日～12月16日

調査対象：全国障害者スポーツ大会岩手大会参加者選手のうち、20歳以上の肢体不自由区分6人を調査対象とした。

調査時間：平均30分

調査内容：年収、補助金の有無、雇用形態、競技のための自己負担、移動手段、過去1年間にスポーツを行った日数についてインタビューを行った。

【結果】

年収：100～450万（就労賃金のみ）

補助金の有無：補助金無し 6名

雇用形態：正社員 5名 契約社員 1名

競技のための自己負担：5万～100万

移動手段：自家用車 6名

過去1年間にスポーツを行った日数：週1～2名、月1～3回 3名、3ヶ月1～2回 1名

【考察】

2015年に行われた内閣府の「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」では、成人健常者のスポーツ実施率は40.4%であり、障がい者のスポーツ実施率は20.8%で低い水準であった。今回の調査は全国障害者スポーツ大会に参加した選手が対象だった事もあり、実施率は100%であったが、大会前に比べると練習の頻度は減少していた。また、選手は、公務員、会社員等の職を持っている場合が多く、プロ選手として活動している選手はいなかった。近年のパラリンピック出場経験者の75%は遠征費や大会参加費補助等のサポートを受けているが、岩手県の選手は補助金の助成を受けたものの継続せず、用具の購入時のみ受給された選手が多かった。競技のために個人負担した費用はひとりあたり年間平均63.5万で、100万円前後が最も多く3名。その一方で、10万円以下で楽しみ程度の活動に留めている選手もいた。自己負担の割合としては遠征費や宿泊費への出費が多く、中には帯同しているコーチ、トレーナーの交通費を負担する選手もいた。

今回の調査で競技を継続しているのは、就労していて、車の運転ができる等の移動手段が確保されているなど、比較的恵まれた環境にある障がい者であり、障がい者スポーツにおいては、就労と移動手段が競技を継続する条件であるということがインタビュー調査から分かった。就労に関しては、職場の建物や通勤経路がバリアフリーではなければ、どんな優秀な選手でも仕事ができない。こうした厳しい条件で、生活費だけでなくスポーツ活動の費用も稼ぎ出さなければならぬ選手に対して、作業療法士が支援できることは、職場環境や移動手段の調整や整備、これから就労する選手には、障がい者向けのアスリート就職マッチング事業と一緒に関わって行きながら、競技を継続できる生活の基盤を整え、移動手段の確立を支援し、環境、設備などのハード面、情報などソフト面で選手を支援する必要があると感じた。